

岡山県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度 の人件費率
	(平成23年度末)					
23年度	1,931,586	697,769,102	2,309,490	213,765,310	30.6	30.2

(注) 人件費は、職員に支払われた給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金及び特別職に支払われた給与、報酬等の総額です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり 給与費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人あたり給 与費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
23年度	23,032	98,519,216	18,113,410	35,941,304	152,573,930	6,624	7,107

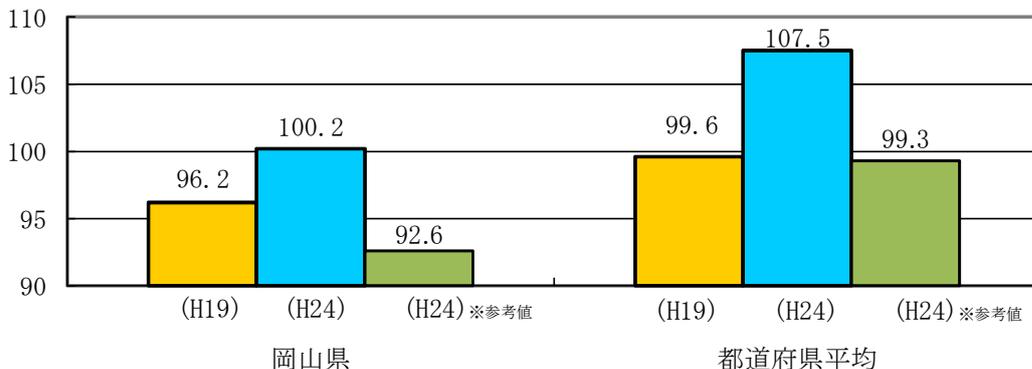
(注) 1 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。
2 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 一般職の給与削減の状況

危機的な財政状況を踏まえ、知事等及び職員の給与等の特例に関する条例（平成15年岡山条例第60号）により、職員の給料、ボーナス（期末・勤勉手当）及び管理職手当を次のとおり削減しています。（平成21～24年度）

区 分	給料及びボーナス (期末・勤勉手当) の削減率 (%)	管理職手当の 削減率 (%)
部長・次長級（行政職8・9級相当職）	10	20
主管課長・課長級（行政職6・7級相当職）	10	10
その他の職員（行政職1～5級相当職）	7	—

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日の状況）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
24年度	370,844	370,811 (減額措置後) 344,566	33 (0.01%) 26,278 (7.63%)	-	-	-

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
24年度	3.97	4.00	0.04	△ 0.03	3.975	3.95

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 減額措置後(平均7.4%)の一般職員の「年間支給月数」は、3.68085月となっています。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	140,300	190,900	227,600	265,800	292,300	323,700	369,300	416,100	469,800
最高号給の給料月額	246,800	312,300	359,500	393,200	405,600	427,700	461,500	483,600	543,400

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岡山県	42.9 歳	312,422 円	396,987 円	342,295 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	-	372,906 (401,789) 円
都道府県平均	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円

②技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース 試算値(B)
岡山県	52.3 歳	85 人	337,120 円	387,017 円	353,481 円	-
うち土木技術員	52.4 歳	37 人	333,488 円	373,735 円	347,488 円	-
うち農業技術員	48.5 歳	18 人	321,320 円	361,692 円	341,873 円	-
うち用務員	55.5 歳	12 人	349,936 円	369,915 円	358,637 円	6,024,480 円
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 (285,030) 円	-	307,506 (323,181) 円	-
都道府県平均	50.2 歳	461 人	333,067 円	389,758 円	366,292 円	-

区分	民間				参考	
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース(試算値) (D)	A/C	B/D
岡山県	—	—	—	—	—	—
うち土木技術員	—	—	—	—	—	—
うち農業技術員	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.5 歳	206,600 円	2,861,400 円	1.79	2.11

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（企業規模10人以上の事業所を対象）を使用しています。（平成21～23年の3か年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.3 歳	370,683 円	416,721 円
都道府県平均	44.8 歳	384,152 円	444,582 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	44.3 歳	353,542 円	388,715 円
都道府県平均	43.8 歳	370,304 円	423,923 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岡山県	38.8 歳	301,475 円	422,299 円	326,280 円
国	41.2 歳	297,622 (316,195) 円	—	346,716 (367,421) 円
都道府県平均	39.3 歳	322,203 円	462,861 円	367,205 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	171,120 (184,000)	163,987 (172,200)
	高 校 卒	136,803 (147,100)	133,418 (140,100)
技 能 労 務 職	高 校 卒	136,803 (147,100)	—
	中 学 卒	122,109 (131,300)	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	190,836 (205,200)	—
	高 校 卒	145,731 (156,700)	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	190,836 (205,200)	—
	高 校 卒	145,731 (156,700)	—
警 察 職	大 学 卒	191,859 (206,300)	190,460 (200,000)
	高 校 卒	161,355 (173,500)	150,559 (158,100)

(注) 1 括弧書きは、給与カットがないとした場合の値（減額前）です。

2 知事等及び職員の給与等の特例に関する条例により、職員の給料及び期末・勤勉手当を平均7.4%削減しています。（平成21～24年度）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	249,542	288,660	334,129
	高 校 卒	205,924	250,318	290,706
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	296,794
	中 学 卒	—	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	295,776	349,316	379,075
	高 校 卒	—	—	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	294,281	344,837	369,658
	高 校 卒	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	268,647	323,048	359,946
	高 校 卒	235,648	276,762	329,470

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

2 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含みます。

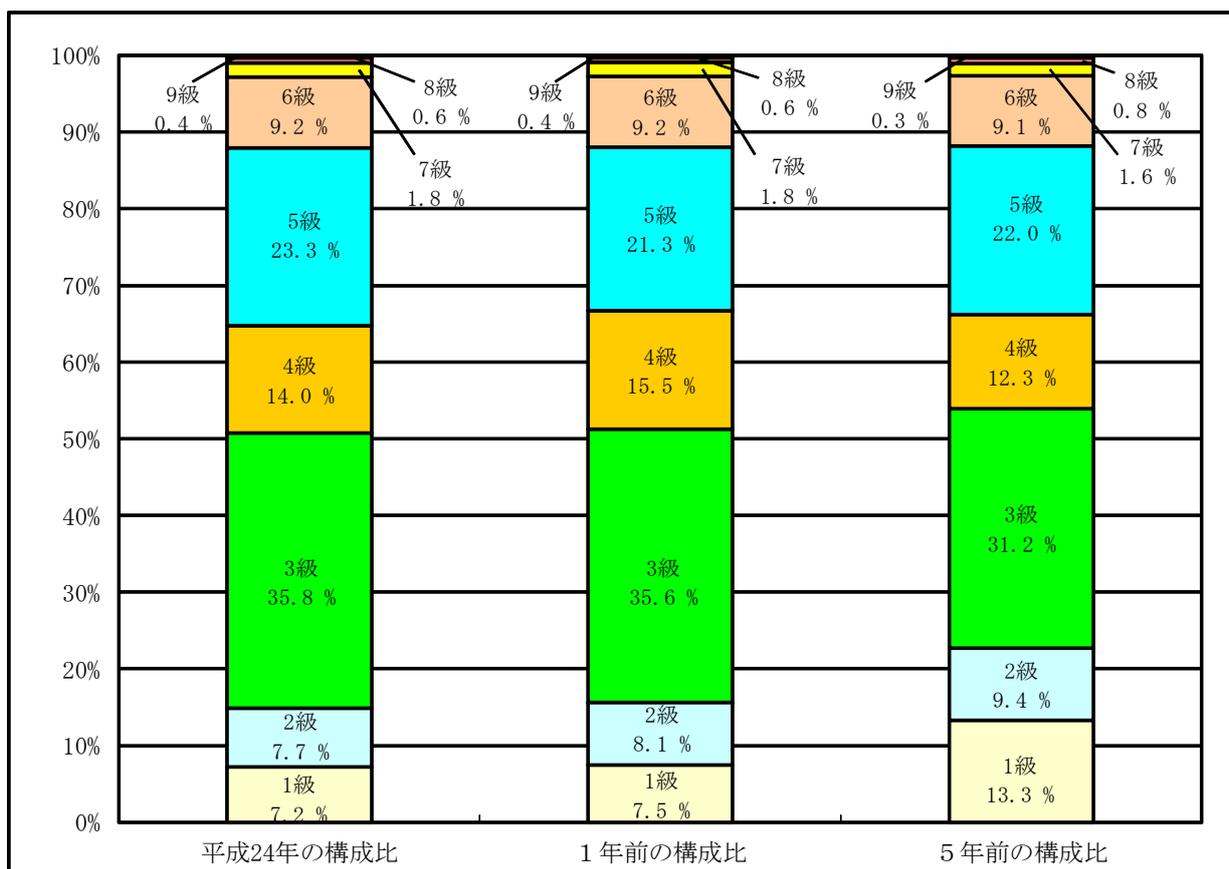
3 技能労務職（高校卒）の経験年数10年、15年、技能労務職（中学卒）、高等学校教育職（高校卒）及び小・中学校教育職（高校卒）については該当職員がいないため、記載していません。

4 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職員の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
		人	%
9 級	部長	18	0.4
8 級	次長・参与	31	0.6
7 級	室長	93	1.8
6 級	課長・参事	466	9.2
5 級	副参事	1,174	23.3
4 級	主幹	708	14.0
3 級	主任	1,810	35.8
2 級	主事	389	7.7
1 級	主事	361	7.2

- (注) 1 岡山県職員給与条例（昭和28年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績を昇給に反映させるため、「特に良好」、「良好」、「良好でない」の3段階の昇給区分を設定し、勤務成績の評定等により昇給号給数を決定しています。なお、一般行政職については、平成24年度から新たな人事評価制度を本格実施することとし、人事評価結果に基づき昇給号給数を決定することとしています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成24年4月1日現在）

民間のボーナスに相当する期末手当及び勤勉手当は、勤務成績、勤務期間に応じて年2回支給されます。

岡山県			国		
1人当たり平均支給額（23年度） 1,517 千円			—		
(24年度支給割合)			(24年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.4 月分		2.6 月分	1.35 月分	
減額措置後 2.4076 月分	1.29640 月分				
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
減額措置後 (1.3427) 月分	(0.6019) 月分				
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5 ~ 20 %		・役職加算	5 ~ 20 %	
・管理職加算	15 ~ 25 %		・管理職加算	10 ~ 25 %	

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 知事等及び職員の給与等の特例に関する条例により、職員の給料及び期末・勤勉手当を平均7.4%削減しています。(平成21~24年度)

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成24年4月から、全職員を対象として、実績評価及び能力評価からなる新たな人事評価制度の本格実施を開始しています。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事評価結果に基づいて、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の成績区分を用いて、成績率を決定しています。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職又は死亡したとき、当該職員又は遺族に支給されます。

岡山県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置（2~20%加算）			定年前早期退職特例措置（2~20%加算）		
(1人当たり平均支給額)					
	3,017 千円	28,007 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して定める地域に在勤する職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給されます。

支給実績（23年度）	1,338,198 千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額（23年度決算）	144,001 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
	人	%	%
東京都特別区	15	18.0	18.0
大阪市	6	15.0	15.0
広島市	5	10.0	10.0
仙台市	1	6.0	6.0
岡山市	9,220	3.0	3.0
医師・歯科医師	23	15.0	15.0
平均支給率		3.1	3.1

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思われる職員に、その勤務の特殊性に応じて、日額又は月額で支給されます。

支給実績（23年度）	1,130,134 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度）	145,224 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	34.2 %
手当の種類（手当数）	31

（注）手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙1のとおりです。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して支給されます。

支給実績（23年度）	4,329,384 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度）	188 千円
支給実績（22年度）	4,169,711 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度）	181 千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）・・・別紙2のとおり

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	903,000 円 (1,290,000 円)
	副 知 事	816,000 円 (1,020,000 円)
報 酬	議 長	900,000 円 (1,000,000 円)
	副 議 長	810,000 円 (900,000 円)
	議 員	756,000 円 (840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成24年度支給割合)
	副 知 事	2.95 月分
	議 長	(平成24年度支給割合)
	副 議 長 議 員	2.95 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 129万円×在職月数×0.7 43,344,000 円 任期ごと
	副 知 事	102万円×在職月数×0.5 24,480,000 円 任期ごと
地 域 手 当	知 事 副 知 事	給料の3%

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、平成24年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

※特別職等の給与削減の状況

①知事等の特別職等 (平成21～24年度)

職 名	給料及び期末手当の削減率
知 事	30%
副 知 事	20
公 営 企 業 管 理 者	18
常 勤 監 査 委 員	18
教 育 長	18

②議長、副議長、議員 (平成24年度)

職 名	報酬の削減率
議長、副議長、議員	10%

7 職員数の状況

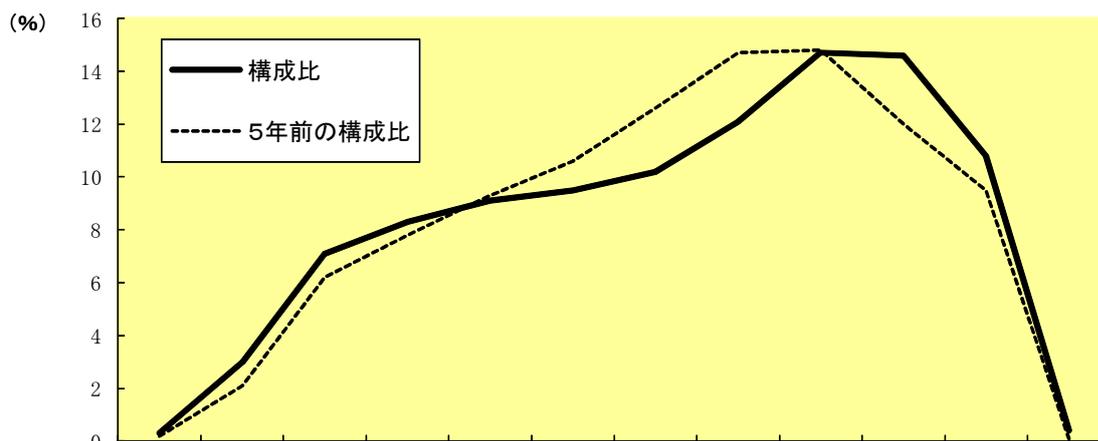
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成23年	平成24年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	33	33	0	
		総務	636	647	11	被災地派遣, 地域防災計画見直し等
		税務	255	243	△ 12	事務の統廃合
		民生	346	346	0	
		衛生	550	534	△ 16	事務の統廃合
		労働	82	77	△ 5	事務の統廃合
		農水	1,036	1,010	△ 26	事務の統廃合、公共事業の減少
		商工	173	175	2	新エネルギー関連業務対応
		土木	874	838	△ 36	事務の統廃合、公共事業の減少
	計	3,985	3,903	△ 82		
	教育部門	15,119	15,246	127	35人学級化への対応, 特別支援学級数の増加に伴う増	
	警察部門	3,928	3,931	3	法令等の制度改正	
	小計	23,032	23,080	48		
公営 企業 等部門	病院	1	1	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	125	125	0		
	小計	128	128	0		
合計			23,160 [24,928]	23,208 [24,875]	48 [△53]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 66	人 692	人 1,649	人 1,929	人 2,112	人 2,200	人 2,356	人 2,814	人 3,420	人 3,384	人 2,496	人 90	人 23,208

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	4,534	4,419	4,230	4,084	3,985	3,903	▲ 631 (▲ 13.9%)
教育	15,697	15,497	15,252	15,080	15,119	15,246	▲ 451 (▲ 2.9%)
警察	3,888	3,906	3,903	3,913	3,928	3,931	43 (1.1%)
普通会計	24,119	23,822	23,385	23,077	23,032	23,080	▲ 1,039 (▲ 4.3%)
公営企業会計	171	162	145	128	128	128	▲ 43 (▲ 25.1%)
総合計	24,290	23,984	23,530	23,205	23,160	23,208	▲ 1,082 (▲ 4.5%)

〔知事部局（教育委員会，警察本部共通分を含む。）〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線技術従事職員の特殊勤務手当		レントゲン，放射性同位元素又は人事委員会規則で定めるものを使用して，有害放射線の影響を受ける作業	日 額 230円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当		伝染病が発生し，又は発生するおそれがある場合において，伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護，伝染病にかかり，若しくはかかっている疑いのある家畜の飼育又は伝染病の病原体に汚染され，若しくは汚染された疑いのある物件の処理作業	日 額 290円
		家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち，口蹄疫，高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺，家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	日 額 380円
衛生検査作業従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌，血液，原虫若しくは寄生虫の検査又は病理若しくは臨床医学の検査の作業	日 額 350円
公害業務従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号），水質汚濁防止法（昭和43年法律第97号），岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）その他人事委員会規則で定める法令の規定に基づいて現地において行う立入検査又は調査の作業	日 額 230円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	次の各号に掲げる作業に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督，調査，検査等の作業	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合）	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾，河川等におけるこれに類する工事において，水面下4メートル以上の深所で行う監督，調査，検査等の作業	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督，調査，検査等の作業	日 額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督，調査，検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパスカルまでのとき。）	1時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまでのとき。）	1時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超えるとき。）	1時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理その他の人事委員会規則で定める作業	日 額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人事委員会規則で定めるもの	日 額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償その他人事委員会規則で定める折衝の業務	日額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合）	日額 975円
火薬類等取締業務従事職員の特殊勤務手当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立入検査その他人事委員会規則で定める検査等	日額 250円
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する職員（医師である職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は指導の業務	日額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移送の業務	日額 290円
保健指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の業務（保健所外において行う保健指導の業務に限る。）	日額 290円
消防教育訓練従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓練のうち人事委員会規則で定めるもの	日額 420円
家畜取扱作業従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター畜産研究所及び家畜保健衛生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
	農林水産総合センター畜産研究所に勤務する職員	家畜ふん尿の処理の作業	日額 380円
し尿処理施設等検査業務従事職員の特殊勤務手当	環境文化部又は県民局に勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設その他人事委員会規則で定める施設の立入検査等の業務	日額 350円
有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委員会規則で定めるものに限る。）	日額 290円
漁業等取締業務従事職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業務	日額 500円
けい船料徴収業務従事職員の特殊勤務手当	備前県民局及び備中県民局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	日額 230円
潜水作業従事職員の特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事（20メートルまでのとき。）	1時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルまでのとき。）	1時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルを超えるとき。）	1時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 2,250円
除雪作業従事職員の特殊勤務手当		除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業（午後5時から翌日の午前6時までの間において行う作業）	日額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下において行う作業）	日額 450円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等従事職員の特種勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他人事委員会規則で定める公共施設において行う巡回監視の作業	日 額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日 額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（免震重要棟外での作業）	日 額 20,000円
		〃（原子炉建屋内での作業）	日 額 40,000円
		〃（免震重要棟内での作業）	日 額 5,000円
		原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（本部長指示）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域（警戒区域）又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（屋外かつ福島原発から半径3km圏内での作業（4時間以上））	日 額 20,000円
		〃（屋外かつ福島原発から半径3km圏内での作業（4時間未満））	日 額 12,000円
		〃（屋外かつ福島原発から半径3km圏外での作業（4時間以上））	日 額 10,000円
		〃（屋外かつ福島原発から半径3km圏外での作業（4時間未満））	日 額 6,000円
		〃（屋内での作業）	日 額 2,000円
		本部長指示により、居住者等が避難のため立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（計画的避難区域）又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（屋外での作業（4時間以上））	日 額 5,000円
		〃（屋外での作業（4時間未満））	日 額 3,000円
		〃（屋内での作業）	日 額 1,000円
		本部長指示により、居住者等が屋内へ待避を行うこととされた区域（屋内退避指示区域）の屋外において行う作業（作業時間4時間以上）	日 額 2,500円
〃（作業時間4時間未満）	日 額 1,500円		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機に搭乗して行う業務で次のいずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務その他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うための教育訓練の業務	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100kmを超える救助活動、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）における業務、飛行中の航空機からの降下を伴う救助活動の場合）	1時間 2,470円
社会福祉施設勤務職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設成徳学校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	日 額 450円
	福祉相談センターに勤務する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う相談の業務	日 額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並びに総務課に勤務するもの）	日 額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入所しているものに直接接して行う生活指導又は職業指導の業務	日 額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保護更生又は相談の業務	日 額 380円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うものとして人事委員会規則で定めるもの	月 額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の職員（県民局健康福祉部に勤務する職員に限る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又は更生の措置を要する者等と面接して行う保護等の必要性の有無等の調査、生活指導等の業務	日 額 560円
	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司、児童相談所に勤務する児童福祉司及び知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導の業務	日 額 560円
	児童相談所に勤務する職員（上記に掲げる職員を除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	日 額 560円
	〃（人事委員会規則で定める職員）		日 額 430円
	家畜保健衛生所勤務職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に直接接して行うもの。獣医学的技術を必要とする家畜の病性の検査又は鑑定の業務
専門教育従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター農業大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする授業を専ら担当するもの	月 額 29,000円
食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当	県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員	管理その他の業務	月 額 28,000円
		〃（事務職員）	月 額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務する職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するもの	月 額 28,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県民局又は自動車税事務所 に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）	月額 18,200円
	県民局又は自動車税事務所 に勤務する職員のうち 上記に掲げる職員以外の 職員	納税義務者等に直接接して行う県税の賦課徴収の業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）	日額 1,020円
	総務部税務課に勤務する 職員	県税に係る特別の徴収義務に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規則で定める業務	日額 550円
医師及び歯科医師である職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員		月額 35,000円
狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定による犬の捕獲又は処分の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の職員	犬の捕獲等の作業	日額 560円
現業職員の特殊勤務手当	保健所又は農林水産総合センター農業研究所に勤務する職員	レントゲン、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフィ又は放射性同位元素を使用して有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
	伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、（1）、（2）又は（3）の作業に従事した職員	（1）伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者の救護の作業 （2）伝染病菌を有する家畜又は伝染病菌を有する疑いのある家畜の飼育の作業 （3）伝染病菌の付着し、又は付着の危険がある物件の処理の作業	日額 290円
	県民局に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の鑑定の立会い又は移送の作業	日額 290円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	道路整備課又は県民局建設部に勤務する職員（土木整備）	交通を遮断することなく行う道路の維持補修の作業	日 額 560円
		〃（道路上の犬又は猫の死がい処理の作業に直接従事した場合）	日 額 790円
	道路整備課又は県民局建設部に勤務する職員（運転）	交通を遮断することなく行う道路の維持補修の作業	日 額 390円
		〃（道路上の犬又は猫の死がい処理の作業に直接従事した場合）	日 額 620円
		海上において、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定による漁業取締り等及び海域の保全又は適正利用のための立入り調査の補助の作業	日 額 500円
		農薬（粒状のものを除く。）の散布の作業に1日2時間以上（温室内で作業した場合にあっては、1時間以上）従事	日 額 350円
		岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第8号）第11条第2項に規定する特定毒物又は同規則別表に掲げる毒物、劇物等を使用し、又はこれらのものが発生する試験、研究若しくは検査の作業、農薬の散布の作業又はくん蒸の作業及びこれらのものの事故処理の作業で、健康を害するおそれのある程度のものに従事	日 額 290円
		午後5時から翌日の午前6時までの間における除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業又は凍結防止剤の散布作業	日 額 300円
		暴風雪警報又は大雪警報発令下における除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業	日 額 450円
		（1）道路上において行う道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる大型特殊自動車（路面清掃車、除雪車、ラインマーカー車及びガードレール清掃車を含む。）及び小型特殊自動車（農耕用小型特殊自動車を除く。）の運転の作業（スノーパー、ラインマーカー車及びガードレール清掃車に添乗して行う作業を含む。） （2）タワーヤード、プロセッサ及びフォワーダの運転の作業	日 額 350円
	ダム管理事務所に勤務する職員	地上若しくは水面上20メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理の作業	日 額 320円
		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他知事が定める公共施設において行う巡回監視の作業	日 額 710円
		〃（午後6時から翌日の午前6時までの間に行われたとき）	日 額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日 額 1,080円
		〃（午後6時から翌日の午前6時までの間に行われたとき）	日 額 1,620円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	福祉相談センターに勤務する職員	技術員（運転）の業務に従事する職員で、知的障害者又は肢体不自由者を移送する業務に従事	日 額 290円
		技術員（庁務）の業務に従事する職員で、知的障害者、身体障害者又は保護を要する女子に直接接して行う業務に従事	日 額 430円
	児童相談所に勤務する職員	技術員（運転）の業務に従事する職員で、児童を移送する業務に従事	日 額 290円
	食肉地方卸売市場に勤務する職員		月 額 28,000円
	動物愛護センターに勤務する技術員		月 額 19,000円
	農林水産総合センター畜産研究所に勤務する技術員（畜産）	家畜のふん尿及びサイレージの処理の作業又は自然交配等のために種雄牛馬豚を御したもの	日 額 380円
	技術員（運転）又は技術員（土木）の業務に従事する職員で、岡山県庁用自動車管理規程（昭和50年岡山県訓令第11号）第6条に規定する整備管理者		月 額 5,200円
		6月1日から9月30日までの間において温室内（室温が摂氏35度以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）又は12月1日から翌年3月31日までの間において密ぺいした温室内（室温が摂氏25度以上で相対湿度が80パーセント以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）で1日のうち継続して2時間以上作業に従事	日 額 350円
環境保健センターに勤務する職員	病原体感染実験に用いる動物の飼育管理の作業	日 額 380円	

(注) 手当の名称、主な支給対象職員等については平成24年4月1日現在

[教育委員会]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教育職員の特殊勤務手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		月額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	授業時間におけるあ 1時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	1時間 950円
	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う付添いの業務	日額 330円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	日額 6,400円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	日額 12,800円
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	日額 6,000円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	日額 6,000円
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額 3,400円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	日額 3,400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日額 2,400円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日額 900円
職員の特殊勤務手当	農業の課程を置く高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に勤務する職員及び高等学校又は特別支援学校に勤務する現業職員	岡山県職員特殊勤務手当支給規則第11条第2項に規定する特定毒物又は同規則別表に掲げる毒物、劇物等を使用する作業	日額 290円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	日額 200円
現業職員の特殊勤務手当	農業の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	道路上において行う道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車の運転の作業	日額 350円
		6月1日から9月30日までの間において温室内（室温が摂氏35度以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）又は12月1日から翌年3月31日までの間において密閉した温室内（室温が摂氏25度以上で相対湿度が80パーセント以上のビニールハウス又はガラスハウス内に限る。）で1日のうち継続して2時間以上行う作業	日額 350円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
	高等学校又は特別支援学校に勤務する現業職員	農薬（粒状のものを除く。）の散布の作業（1日2時間以上（温室内で作業した場合にあっては、1時間以上）従事した場合に限る。）	日額 350円
	特別支援学校に勤務する主任運転技術補助員，主任介助員，運転技術補助員又は介助員	児童又は生徒に直接接して行う介助の業務	日額 330円
	特別支援学校に勤務する主任運転技術員又は運転技術員	児童又は生徒の移送の業務	日額 290円
	主任運転技術員又は運転技術員で，岡山県庁用自動車管理規程第6条に規定する整備管理者である職員		月額 5,200円

(注) 手当の名称，主な支給対象職員等については平成24年4月1日現在

[警察本部]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
警察職員の特殊勤務手当	交替制・毎日勤務員及び駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの（作業時間が5時間以上するとき）	1回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満するとき）	1回 730円
		〃（作業時間が2時間未満するとき）	1回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	1回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員会規則で定めるもの）	1回 3,200円
	指定警衛・警護員である警察官	警衛又は警護の作業	日額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	日額 1,150円
	舟艇担当技術職員及び従事した警察官	警備船による警備の作業	日額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	日額 220円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）において行う作業又は高速道路で行う作業）	日額 840円
		交通捜査の作業（夜間に高速道路で行う作業）	日額 1,260円
		交通捜査の作業（上記以外の作業）	日額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者に接して行う取調べ等の作業	日額 290円
	爆発物処理要員	爆発物処理要員が行う爆発物又は爆発物の疑いのある物件の処理の作業	1件 5,200円
		特殊危険物質（人事委員会規則で定める物質をいう。）に係る作業（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理の作業で人事委員会規則で定めるもの）	日額 4,600円
		〃（特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業）	日額 450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	日額 1,680円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 2,520円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通整理の業務	日額 310円
〃（当該業務が高速道路で行われた場合）		日額 460円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	日額 560円
	鑑識課，科学捜査研究所，交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	日額 280円
		〃（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合）	日額 560円
	地域課鉄道警察隊，交番，派出所，駐在所及び署所在地に勤務する職員	警らの業務	日額 340円
	交通機動隊，高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務（当該業務が自動二輪車及び高速自動車道における自動車の運転の場合）	日額 560円
		〃（上記以外の自動車の運転の業務）	日額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	日額 430円
	少年補導員	少年補導員が行う青少年補導の業務	日額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件，事故等処理するため，正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて，午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査，被疑者逮捕，交通取締り，交通整理，犯罪鑑識又は爆発物処理の業務（犯罪の捜査及び交通取締りにあつては，直接補助する場合を含む。）	1回 1,240円
		〃（当該業務に従事した時間が3時間未満のとき）	1回 620円
	操縦士	航空機に搭乗して行う次の業務（操縦）	1時間 5,100円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う次の業務（整備）	1時間 2,200円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,860円
		航空機に搭乗して行う次の業務（捜索，救助，犯罪の捜査，警備，交通の取締りその他の警察の活動）	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思考されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	日額 1,640円
		〃（前記に付随して行われる固定配置の場合）	日額 1,100円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	日額 1,100円
		〃（前記に付随して行われる固定配置の場合）	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	日額 820円
		暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の業務	日額 820円
	少年相談専門員	少年相談専門員が青少年に直接接して行う心理判定、相談又は指導の業務	日額 560円
現業職員の特殊勤務手当	警察現業職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業（作業時間が5時間以上のとき）	日額 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満のとき）	日額 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	日額 410円
		犯罪鑑識の業務	日額 280円

(注) 手当の名称、主な支給対象職員等については平成24年4月1日現在

〔全任命権者共通〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の異なる制度の内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき 月額 6,500円 職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 月額 11,000円 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子がいる場合には5,000円加算	同じ		2,871,647千円	254,872円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員等に支給 ・借家・借間 家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円 ・自宅(H25年度～廃止) 月額 2,500円 (住宅取得後5年間に限り支給)	異なる	・自宅 支給なし	1,116,812千円	246,048円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 月額410,900 ～306,000円以内 (採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様) ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,000円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 10,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	104,130千円	2,539,756円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額62,000円+ (運賃等相当額-62,000円) / 2 交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 (自動車等) 月額 49,700円 (自転車等) 月額 2,200円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円 交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 24,500円 	2,371,826千円	115,564円
単身赴任手当	<p>○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 月額 23,000円～ 68,000円 	同じ		107,817千円	296,201円
特地勤務手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 級別区分 支給割合 3級地 12/100 2級地 8/100 1級地 4/100 	同じ		69,174千円	281,195円
宿日直手当	<p>○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の宿日直 4,200円 特別の宿日直 研修施設等における当直 5,900円 常直 21,000円 	同じ		598,804千円	256,997円
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職の職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回 4,000円～ 12,000円 	同じ		41,170千円	686,167円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した職員に支給 ・支給割合 25/100	同じ		221,871千円	161,361円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給割合 135/100	同じ		791,686千円	364,161円
管理職手当 【俸給の特別調整額】	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で定める職にある職員に支給 ・給料月額額の25/100以内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定する職にある職員に支給 ・俸給月額額の25/100以内 区分 支給額(円) 1種 117,500~139,300 2種 88,500~104,200 3種 72,700~82,200 4種 55,500~66,400 5種 46,300~51,900	1,322,313千円	611,050円
寒冷地手当	○基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		11,608千円	63,432円
農林漁業普及指導手当	○農林水産業の普及指導員(管理職手当の支給を受ける者を除く。)に支給 ・給料月額額の4/100	—	—	36,497千円	169,755円
災害派遣手当	○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	—	—	0千円	

[教育委員会]

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の異なる制度内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
へき地手当	<p>○交通条件及び自然的経済的文化的諸条件に恵まれない山間地，離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場を含む。）に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・級別区分 支給割合 5級地 25/100 4級地 20/100 3級地 16/100 2級地 12/100 1級地 8/100 準へき地 4/100 へき地学校に準ずる手当 4/100 	—	—	185,519千円	563,888円
義務教育等教員特別手当	<p>○小学校，中学校，高等学校，中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 8,000円以内 	—	—	1,011,144千円	73,790円
定時制通信教育手当	<p>○定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長，副校長，教頭及び教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制 月額19,000円（管理職手当の支給を受ける者は月額15,000円） ・通信制 月額 9,500円（管理職手当の支給を受ける者は月額7,500円） 	—	—	44,949千円	282,698円
産業教育手当	<p>○農業又は工業課程を置く高等学校において，実習を伴う当該科目を主として担任する者に対して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 19,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は月額11,500円） 	—	—	100,515千円	282,346円